

地域司法充実のための協議会連合会規約

(名称)

第1条 この組織は、地域司法充実のための協議会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域司法の充実を実現するため、全国各地域の裁判所における人的、物的、機能的基盤整備を求めるとともに、国の予算における裁判所予算の拡充を求める活動に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 最高裁判所をはじめとする裁判所への要望活動
- (2) 財務省・法務省をはじめとする政府関係機関への要望活動
- (3) 関係する議員連盟等への要望活動と意見交換
- (4) 地域司法充実のための裁判所の基盤整備に向けた提言
- (5) 裁判所の基盤整備状況と裁判所予算に関する情報共有
- (6) 各地域の要望活動に関する情報交換
- (7) 国民に向けた情報発信
- (8) その他目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する協議会（課題を抱える地域の自治体と各種団体等とで構成された地域司法充実のための協議会）等をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、総会において選任する。

- 会長 1名
- 副会長 3名
- 事務局長 1名
- 事務局次長 1名
- 監事 2名

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した副会長が職務を代理する。

- 3 事務局長は、本会の事務を統括する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは事務を統括する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、これを開く。

- 2 総会は会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は次の事項を決議する。
 - (1) 規約の制定・改廃
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (4) その他総会の議決を必要と認めた重要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は次の事項を決議する。
 - (1) 事業の執行に関する事項
 - (2) 新会員の入会承認
 - (3) その他会長が必要と認めた事項

(決議)

第11条 総会の議決は出席構成団体の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 役員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 3 役員会はWeb会議によって開催することができ、会長が必要と認めたときには書面による決議の方法をとることができる。

(専決処分)

第12条 会長は、総会もしくは役員会を招集するいとまがないと認める緊急な事項については、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、これを直近の総会もしくは役員会で報告し、承認を得なければならない。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、会長の属する団体に置く。

(経費)

第14条 本会の経費は、必要に応じて構成団体等の拠出金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(入会)

第16条 本会に入会しようとする協議会等は、予め役員会の承認を得て、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

(退会)

第17条 構成団体が本会を退会しようとするときは、退会日の3か月前までに事務局に退会届を提出する。

2 構成団体が目的達成等により解散したときは、退会したものとみなす。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項及び本規約に定める内容に疑義が生じた事項については、役員会の協議を経て定めるものとする。

附則

この規約は、令和7年3月4日から施行する。